



Title	モンゴルの企業改革と民営化過程1990～2000
Author(s)	ジャミヤン, ガンバト
Citation	経済學研究, 51(2), 97-119
Issue Date	2001-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32233
Type	bulletin (article)
File Information	51(2)_P97-119.pdf



[Instructions for use](#)

モンゴルの企業改革と民営化過程

—— 1990 ~ 2000 ——

ジャミヤン ガンバト

はじめに

本稿のねらいは、モンゴル国（以下「モンゴル」と記す）の体制転換期における企業制度の法的根拠とそれに関連する民営化過程の変遷を考察することにある。分析方法は法令を中心とする第一次資料分析である。法令を中心にした分析の立場をとった理由は、市場経済への移行という未知な社会体制の基盤形成のためになされた各種立法が、移行期経済の複雑な実態に決定的な影響力を及ぼしたからである。しかし、モンゴルの企業改革及び民営化過程における研究にあっては、従来、法的規定を中心とした検討は少なかった¹⁾。

本稿においてモンゴルの企業改革と民営化過程を法的規定を通して考察することは、先行諸研究がモンゴルの体制転換期における大まかな改革の流れと経済パフォーマンスしか検討していない状況にあって、いくばくかの意義を有するものとなる。

市場経済への移行という社会体制の転換の中で旧社会主義諸国と同様に、モンゴルも国民経済の発展を担う企業制度の改革及び民営化政策に重点を置き、市場経済化を図ってきた。こうした中で転換当初から、特に旧国有企業の民営化に関する研究がIMF、世界銀行などの国際機関及びモンゴルの体制転換を支援している日本の研究者を中心にかなりの程度なされてきた。

これらに関連するとりわけ1990年代前半の研究では、モンゴル経済の民営化と将来に関して楽観的な見地からの検討がなされていた。すなわち、モンゴル経済の状況とそれを形成した制度的諸条件の検討に及んでいなかったと言わざるを得ない。これらの先行研究の特徴は以下のようにまとめることができる。

まず、第1に英語文献（例えば、参考文献の世界銀行^②、世界銀行^③）はモンゴルの初期の経済改革についてしか検討されてない。さらに、第2の特徴としてモンゴルの民営化政策が順調に進むという楽観的な評価を取っていたということが挙げられる。このことは、モンゴルの民営化がモンゴル経済の歴史や文化などの背景と緊密に関わっているということを見逃した結果であった。筆者によるこのような批判は、国会の総選挙（2000年7月）及び大統領選挙（2001年5月）において、IMFなどの国際機関の助言によって急進的な経済改革を進めた民主連合政権の敗北と旧共産主義政党への政権交代によって裏付けられる。日本語文献の多くは、IMF、世界銀行などの国際機関の評価からの影響を受けている。先行研究の第3の欠陥として、モンゴルの企業制度の改革及び民営化政策が1995年以降に大きく転換した事実を把握していないということが挙げられる。それゆえ、本稿では1995年以降の企業制度改革及び民営化過程も分析する。1996年以降に出版された英語出版物（例えば、Anderson^④、Anderson^⑤など）も企業制度について詳細には触れていない。最も新しいIMFの文献^⑥は統計データ

1) 代表的なものとしては丸山^⑦の研究がある。ただ、この研究は企業の各種類の中で株式会社と有限会社、合名会社と合資会社の特徴について簡単に触れ、その他の企業種類に及ばなかった。

の紹介に止まっている。1990年代前半になされた研究（世界銀行^㉑、世界銀行^㉒、Korsun^㉓、世界銀行^㉔）はすでに述べたように、モンゴルの社会的・歴史的条件を顧慮しない楽観主義的アプローチであった。

本稿の構成は次の通りである。Iでは、モンゴルの各種会社に関する法律の規定を検討して各会社形態の特徴を明らかにし、IIでは、国有企業の民営化過程を概観し、IIIでは、企業制度の現状と外国資本の問題について考察する。

I. モンゴルにおける会社法制定の経緯

1. 1991年の経済活動組織法

モンゴルでは1992年1月に制定された「モンゴル国憲法」^①によって様々な形態名称を持つ民間企業²⁾の設立が憲法で公式に認められた³⁾。しかしモンゴルの体制転換は1990年3月の、モンゴル人民革命党（共産党）独裁の否定から始まるのであり、その初期の段階で企業制度に関連する改革措置としてすでに「モンゴル国の経済活動組織に関する法律⁴⁾」（④ pp. 59-81、本稿では以下「1991年組織法」と略称）が1991年に制定されていた。この法律により民間企業の本格的な活動が始まった。そこで、本題の予備的な考察としてこの法律の規定について若干解説しておこう。

1991年組織法は企業を3種類に分類した。これらは第一に個人営業、第二に合名・合資団体（正式には全員無限責任合名団体と一部無限責任合資団体。以下では前者を「合名会社」、

後者を「合資会社」と呼ぶこともある⁵⁾）、第三に会社（有限会社と株式会社）である。また、同法は所有形態別で国有、私有、そして混合所有とを定めていた。ここでは、この法律で規定された合名・合資団体と会社の定義について説明を加えよう。なぜならば、1995年以降に合名・合資団体及び会社、並びに協同組合に関する現行法が順次作成されるまで、モンゴル体制転換後の5年間、1991年組織法は経済関連法として効力を持っていたからである。

1991年組織法は、合名会社の定義を「社員が資産を共有して事業を営み、会社の債務に対して会社の資産及び全社員の自己資産によって責任を負う経済活動組織」と規定し、合資会社の定義を「社員が資産を共有して事業を営み、会社の債務に対して最少一人の社員が自己資産によって責任を負い（無限責任）、その他の社員は出資した持分の限度内によって責任を負う（有限責任）経済活動組織」と規定している（同法④の第10条）。この規定は、両者を企業形態の一つに分類しているが、後述する1995年制定の「モンゴル国の合名・合資団体及び会社に関する法律」（⑤ pp. 256-292）の規定とは根本的に大きな違いがある。それは投票権に関する違いである。すなわち、1991年組織法では合名会社であれ、合資会社であれ、社員は出資した額と無関係に1人が1票を有することになっていた（④の第13条第3項と第18条第5項）。このことからわかるとおり、この段階ではモンゴルの社会主義経済としての歴史的・経済的条件が強く反映されており⁶⁾、合名・合資

2) 民間企業について明確な定義はないが、本稿では全面的私的所有に基づいた経済主体を指すことにする。

3) この改正条文によって公的所有と並行して私的所有が認められた（③p. 4-18）。

4) 1991年7月から施行された本法律は、はじめて市場経済体制における企業制度を導入した規定であった。経済活動組織とは、同法第2条第1項によれば、生産・サービスに従事し、債務に対して自らの資産によって責任を負う法人である。このように、経済活動を行うすべての所有形態に属する組織が「経済

活動組織」と定義されているが、本稿では企業という一般的用語を用いる。なお、丸山（④p. 128）によれば同法の作成に関してヨーロッパ諸国の法律、とりわけハンガリーの経験を参考にしたという。しかし本稿から明らかになるように、ハンガリーの経済改革との共通点はあまり見いだせない。

5) 原文での正式名称は本文で紹介したとおりであるが、本稿で両者の経済的機能の点を考慮して前者を合名会社、後者を合資会社として扱う。

6) 例えば、この点についてKorsun氏（③p. 479）も

団体は事実上協同組合として扱われていた。

1991年組織法でもう一つの注意すべき点は、「会社(Company)」という概念がはじめて導入されたことである。そこでの会社に関する定義とは、「社員⁷⁾の出資した資産からなる資本金を有するが、社員は会社の債務に対しては資本金以上の責任を持たない経済活動組織」というものであった(④の第23条)。この概念は、西側の会社の概念と類似するものであり、当然社員ではない従業員も雇用することもできる。すでに述べたように、会社は有限会社と株式会社に分類された。その両者の西側との主な共通点は、両者ともに株主である社員の間接的有限責任が規定されているということである。両者の相違点は持分の制限譲渡性が株式の自由譲渡性かという点であるが、この両者の形態により所有と経営の分離がモンゴルでも導入されたことになった。

上に述べた会社法の前身である1991年組織法は1995年以降になされた各種立法によって改正されることになる。以下では、改正された各企業形態の法的規定とその特徴を見ることにする。

2. 合名会社と合資会社

すでに述べた1995年の「モンゴル国の合名・合資団体及び会社に関する法律」(⑤ pp. 256-292)は、株式会社及び有限会社の他に、合名会社及び合資会社に関する規定を定めていたが、1999年に株式会社と有限会社に関する規定が改正されて法律として分離された。1995年の

この法律における合名会社及び合資会社に関する規定の部分は新しく「モンゴル国の合名・合資団体に関する法律」(⑤ pp. 256-266, 本稿では以下「合名・合資団体法」と省略)という名称の法律にまとめられた。

1995年の法律⑤の第19条においては合名会社の定義を「社員が会社の債務に対して出資した資産及び自己資産によって責任を負う法人」と規定している。すなわち、各社員が合名会社を経営し、代表する権利を持って法律上すべての債務に対して無限連帯であることを意味している。しかし、ここで注意しなければならないことは、同法では合名会社の経営者(複数でも可)の中での合名会社の代表者(複数でも可)の指定及びそれに関連する規定を述べていない点である。

合名会社に社員が資金出資他に労務を提供する場合には、労務期間とその評価方法を設立契約に記載しなければならない。合名会社の出資が現金や店舗などの資産出資以外に、労務出資も認めている点は合名会社の一つの特徴である。

合資会社については、合名・合資団体法⑤の第27条が「会社の債務に対して、最少一人の社員が自ら出資した資産及び個人財産によって無限にその責任を負い、一方その他の社員は出資した資産額のみによってその責任を負う法人」と定義している。

合資会社の特徴としては、1)無限責任社員のみが合資会社を経営し、代表権を有すること⁸⁾、2)有限責任社員の構成が変化されることは合資会社を解散する根拠にならないこと、3)合資会社の解散の際に有限責任社員は出資した資産を優先的に受け取る権利を有することの3点である。合資会社には、合名会社と同様に労務を提供して出資することができる。また、合資会社の無限責任社員は合名会社の社員と同

次の規定に注目している。すなわち、従来の社会主義的な経験がまだ存在し、企業は自己の財務諸表に対して国家財政機関の監督検査を受けなければならないと指摘している。

7) ここでいう社員とは、出資者のことを指す。当時本法律④において社員についての定義は定められていなかったが、1995年の改正法⑤によって各種会社に対して資産を出資した個人、及び資産を出資した合名・合資団体、資産を出資した国家機関が社員になることができると定められた。

8) 合資会社における無限責任社員の権限についての特別の規定は定められていないので、合名会社の手続と同様であると推定される。

様に別会社の社員になれないことである(⑤の第28条)。

以上が、モンゴルの合名会社と合資会社に関する法的規定である。この規定において定められた両者の定義は、すでに冒頭で述べた1991年組織法④の定義と相違はないが、社員は出資した資産に比例して投票権数を持つことが定められた。この法律をもって会社の名称は合名会社及び合資会社と明確になったのである。

3. 会社法の制定

上述した1991年組織法④の会社に関する規定は、1995年の合名・合資団体法⑤によって改正された。そして、この改正法⑤も1999年に制定された「モンゴル国の会社に関する法律」(⑩No. 34 1999, pp. 645-682, 本稿では以下「会社法」と略称)によって改正された。会社法⑩は株式会社と有限会社の2種類の会社形態について規定している。以下では、株式会社と有限会社に関する会社法の規定を紹介する。

(1) 株式会社とその特徴

1991年組織法④における株式会社の定義の本質は、その後の改正でも変わっていない。1999年の会社法⑩の第3条第4項の1において株式会社の定義は次のように定められている。すなわち、そこでは「出資者の出資した資産が一定金額の株式に分割され、株式が自由に売買される会社を公開会社または株式会社」としている(正式な文言は1995年と1999年の法律では若干異なる)。すなわち、株主は所有している株式の分だけ責任を負い、それ以上の責任を負わない。そして、国家も会社の発起人となることが認められている。さらに、会社の発起人は当該会社の非株主であってもかまわない(⑩の第12条第4項)という点がモンゴルの会社法の一つの特徴である⁹⁾。1999年の会社法のもう一

つの特徴は、会社の設立総会における発起人の投票権である。すなわち、発起人である株式引受人の投票権はその引受株式総数とは無関係に、すべての発起人は同一の投票権を有するという規定になっている。このことは1995年の法律⑤と同様である。しかし、1991年組織法にはこの規定はなかった。発起人は、金銭以外に建物などの非金銭を出資することもできる¹⁰⁾(⑩の第14条)。

会社法が体制転換期の規定としての特色をより強く表したのは、会社法⑩の第37条の黄金株式の発行についての条文である。民営化過程の中で政府は国有企業及び国家支配企業の所有権の一部をまず民間に譲渡することがある。そして一定期間が経過すると、政府が保有する残りの所有権を民間に譲渡する。ただし、この一定期間中に政府が保有する株式は黄金株式と呼ばれ、会社の株主総会及び会社の取締役会並びに社長の決定に対して政府は絶対的拒否権を行使できる。ただし、黄金株式は配当を受け取ることができない。この黄金株式は民間に譲渡できず、一定の定められた期間が過ぎたら、一般株式として民間に譲渡される。黄金株式の拒否権の行使条件とは、以下の場合である。それらは、1) 民営化以前の事業活動方針が変更される場合、2) 会社形態の変更及び会社の解散の場合、3) 大型取引契約の締結の場合、4) 製品の価格及びサービス代金の変更の場合、以上である。黄金株式の存続期間の延長は認められない¹¹⁾(⑩の第37条)。

9) 筆者の解釈によれば、モンゴルの市場経済移行期において、国家は、国有企業の民営化の発起人とはなっても、完全民営化するために株主とはならない、という対応を可能ならしめるための条文と思われる。

10) 株式会社の最低資本金は1000万トグリクとされているが、法律改正以前の1995年時点では、それが3000万トグリクとされていた。また、1991年組織法での規定では500万トグリク以上と定められ、そのうち現金による出資は資本金の30%以上でなければならなかった。

11) 黄金株式に関する条文が規定された背景には、国民経済における戦略的大企業の民営化の問題がある。例えば、火力発電所とその関連施設の民営化に際して米国のAES社が買収の意向を寄せたことはその一例である(⑩1999年8月4日号)。

株主の権限に関しては、1995年の法律も1999年の法律とともに議決権付け株式の10%以上を所有する株主の臨時株主総会招集の権利を定めている。さらに、1999年の会社法では議決権付け株式の5%以上を所有する株主の総会での審議事項の提案と取締役会及び社長職に候補者を提案する権利が追加された¹²⁾ (㉔の第67条)。また、会社法㉔で重要なことは支配株主(会社の発行済普通株式の3分の1以上の株式を所有する株主)の株式の買い取り義務が規定されていることである。すなわち、支配株主は他の株主が所有している株式を買い取ることを申し出る義務が規定された。もし支配株主が買い取る義務を申し出なかった場合には支配株主の所有株式は議決権を失う(㉔の第8章)。従って、他の株主が株式の売却に同意すれば、支配株主はその株式を買い取らなければならない。なぜ、このような条文がモンゴルで導入されたかということ、初期段階の中途半端な国有企業の民営化によって生じた株主の零細化に伴う経営困難を克服し、経営効率を増大させようという意図があったと考えられる。

株式会社は9人以上からなる取締役会(直訳では代表管理会)を組織する。その取締役会の役員は当該会社の非株主であっても構わない¹³⁾。1999年の会社法㉔は、取締役会の役員の選任に関しては累積投票という新しい制度を導入した。すなわち、議決権付け株式の各1株は役員に立候補した人数と同数の投票権をもつ。例えば、10人が立候補した場合には1株券をもつ株主は10票の投票権をもち、それを全部1人の候補者に対して投票してもよいし、または数人の候補者に分けて投票してもよい(第77条)。

12) 1991年組織法では、この問題に関して株主の所有株数について条文はなかった。

13) 1991年組織法制定後2カ月を経て、同法の追加補足法(㉔1993年7月27日号)によって取締役制度(非株主でも可)についての条文が定められた。そして、1995年の法律㉔の規定では、取締役会の役員(3人以上)の過半数は当該会社の株主でなければならないと定められた。

取締役会はその役員の中から代表取締役(直訳では代表管理会会長)を選任する。

次いで、取締役会は会社の通常事業活動を執行する社長を社内外から選定し、契約を締結する。社長はその契約と会社定款の範囲の中で会社を経営し、取締役会が定めた権限内に限って会社を代表する。

株主総会が選任するもう一つの機関は監査役会である(㉔の第92条)。監査役は、株主総会の決定の遂行を監督し、出資者の要請に従って会社の経済活動・財務を調査する。しかし、監査役の権限の中には取締役会への出席権限などが規定されていない。それゆえ、モンゴルの会社法における監査役に関する規定はドイツ型ではなく、米国型企業統治制度に近いと考えられる。このように、監査役会の存在意義は東欧諸国と比べると軽くなっている。

モンゴル会社法で定められた大型取引に関する条文は、モンゴル会社法の大きな特徴である。大型取引とは「取引時点で貸借対照表上の資産総額の25%を上回る価値の資産取引や発行済普通株式の25%を上回る株式及び社債の発行」を指す(㉔の第84条)。取締役会は大型取引に関する許可を社長に与える。

以上みてきたように、モンゴル会社法の特徴をまとめると、1. 体制転換期の特徴が反映されていること、2. 株式会社の統治制度の改善と強化を目指したこと、3. 以下に紹介する企業諸形態にもまして株式会社を企業形態の中心に置いたこと、の3点を挙げることができる。

(2) 有限会社とその特徴

1999年の会社法㉔の第3条第4項の2においては、有限会社の定義を「出資者の出資した資産は、株式に分割され、その株式¹⁴⁾の譲渡権が会社の定款によって制限される会社であり、それを閉鎖会社または有限会社と呼ぶ」と定め

14) モンゴルの会社法では、出資者の持分を「株式」と定義しているため、本稿でも株式という名称を用いる。それは日本の有限会社の持分権に相当する。

ている。有限会社の本質を規定する条文は、会社法¹⁵⁾の第5条が次のように定めている。すなわち、会社の定款に別段の定めがない限り、有限会社の株主は他の株主が売却しようとする株式及び転換社債を、その株式を売却しようとする株主が希望する価格で優先的に取得する権利を持つ。換言すれば、株主は他の株主の株式を優先的に取得する権利を持つ。また、この権利を他の株主に譲渡することができる。売却されようとしている株式は、残存株主の株式に比例して譲渡される。残存株主がこの優先的に取得する権利を行使しなかった場合には、株式を売却しようとする株主は会社外の第三者に売却できる¹⁵⁾。

有限会社の発起人の人数は50人以下とされているが、設立後は株主数に制限がない。有限会社の最高決定機関は、株主総会¹⁶⁾であるが、株式会社の場合と違って有限会社は取締役会を組織しなければならないという規定はない。有限会社のその他の側面に関しては原則として株式会社に関する規定が準用される。

4. 個人営業と協同組合

(1) 個人営業

すでに述べたように、個人営業は1991年組織法(④ pp. 59-81)において経済活動組織形態の一種として定められた。個人営業に関するこの規定は、その後改正されなかったため、以下では1991年組織法の規定について簡単に触れておこう。

個人営業とは「個人が私的所有に基づいて金銭の継続的な収入を維持するために、協同組合の形態でもなく、会社の形態でもなく、生産及

びサービスを営み、また事業活動に対する責任を個人資産によって負う経済活動組織」と同法④の第8条において定められている。すなわち、個人営業の設立者である個人は債権者の債務に対して個人資産によって無限責任を負う非法人である。個人営業を営んでいる個人は株式会社を含めたその他の会社の発起人になることが禁止されている(第8条)。

(2) 協同組合

モンゴルにおける企業形態のもう一つの種類は協同組合である。協同組合の法的規定の制定経緯は大きく3段階に分けられる。すなわち、すでに述べた1991年組織法の規定と1995年及び1998年の協同組合に関する法律である。冒頭で述べたように、協同組合は1991年組織法においては事実上合名・合資団体であった。この位置づけは、1995年の協同組合法^⑧によって改正され、さらに1998年の「モンゴル国の協同組合に関する法律」(⑨ pp. 333-348, 本稿では以下「協同組合法」と略称)によって改正され、現在に至っている。以下では、1995年と1998年の2つの法律の規定に従って協同組合に関する規定を見てみよう。

協同組合とは「個々の人びとが物質的及び社会・文化的な共通の要求を満たすために協同し、共有資産を経営する法人」と定義されている(⑨の第3条、この定義は1995年の法律の規定とほぼ同様であるが、正式な文言は若干異なる)。協同組合の事業活動から発生する負債に対する責任は協同組合の資産と組合員の個人資産とによって保証される。ただし資産不足(債務超過)の場合の個人負担については、契約(直訳では定款)で定められた各組合員の責任限度内に限られる。協同組合の成立には、9人以上が契約に参加することが求められている。

協同組合に組合員が出資できる資産は、現物資産、金銭及び労務¹⁷⁾、並びに知的資産である。

15) 日本の場合には、商法(⑤)の第204条)において「売買価格の決定」という条項が定められ、売買価格不一致が生じた場合には裁判所が決定する。この条項が日本の有限会社には適用されるが、モンゴルの会社法にはこれに相当する条項がない。

16) モンゴルの有限会社の株主総会では、日本の有限会社の決定機関である社員総会と同様に1株1票の原則に従う。

17) 協同組合の成立に際して、組合員は労務の形態で出資することができる。その際の労務の出資額への評

労務出資が認められていることは協同組合の大きな特徴である。1998年の法律⑨の規定を改正以前の法律⑧と比べると、協同組合員の権限は拡大され充実した。例えば、組合員は臨時総会を徴集することや監査会に年次報告書を要求する権利が追加された(⑨の第14条)。協同組合の最高決定機関は、組合員総会であり、各組合員は組合員総会において出資した資産と無関係に、各人が1票の投票権を有する(⑨の第23条)。しかし、組合員の出資した資産に関して、協同組合の契約(直訳では定款)には次のような事項を記載しなければならない、とされた。すなわち、1) 協同組合に出資しなければならない資産の最低限度とその形態や期間、2) 出資の最高限度である。なお、組合員は出資資産を他の組合員に譲渡することができる。ただし、譲渡を受けた組合員の出資資産は上記の最高限度を上回ってはならないという条件が定められている(⑨の第20条)。

以上は、1991年組織法及び1995年以降になされた各種立法の紹介であるが、外資企業及び国有企業に関する法的規定については項を改めて述べることにする。

5. 外資法とその特徴

モンゴルは、体制転換期の早い段階で(1990年3月)外国資本導入を規定した「モンゴル人民共和国の外国投資導入に関する法律」を制定した。しかし、経済が深刻な状況にあるにもかかわらず、同法では外国投資家に対する優遇措置などの制度が欠如していた。そこで、政府は外国投資を促進するために1993年の「モンゴル国の外国資本導入に関する法律」(⑩ pp. 75-82、本稿では以下「外資法」と略称)を制定した。以下では、この法律の規定を紹介する。

価は当該組合員の勤務日数とその評価額の算定によって行われる。このような労務による出資額はその他の資産の出資と同様に利益分配の際の根拠とされる。

本法律では、外資企業とは、「資本金の構成に外国投資家の資本が20%以上を占める企業」と定義されている。外資企業の設立に際しては、外国投資家の申請に基づいて通産省(当時)¹⁸⁾が認可証明書を交付した。ただし重要な点は、36種類の生産及びサービスに関しては関連行政機関の営業許可¹⁹⁾が必要となるという点である。すなわち、外資企業の設立に際しては最も重要な点は関連行政機関の許可であった。つぎに、外国投資家による既存企業の買い取りに関する規定を紹介する。

外国投資家は、単独または国内投資家と共同で現地法人を買い取ることができる。買い取りの対象には、国有企業も民営化企業も含まれる。買い取りの資金は、外貨によってなされるが、外国投資家がすでに国内で営業を開始している場合にはトグリク(国内通貨)で購入することができる。外国投資家は、次の権利を有する。すなわち、1) 資産の所有権・使用权・経営権を有すること、2) 他の者に経営権を譲渡すること、3) 他の者に所有権を譲渡すること、4) 利益及び配当、企業資産並びに有価証券の売却益を制限なく、かつ障害なく海外に送金することである(⑩の第10条)。

外国資本導入の範囲については、モンゴルの法律で禁止された分野や地域を除いて自由に外資を導入することができる。すなわち、法律に違反しない限り、法的規制はない²⁰⁾。

18) 外資法制定当時、モンゴル通産省外国資本導入政策局が外国資本導入政策を担当していた。同法第⑩の14条がその権限を規定しているが、その役割は外資法の執行状況の監督、また外資企業に対するその他の業務の執行である。その後、同局は外国投資貿易庁に再編成された。

19) 1999年末時点では、1991年の政府第260号決議によって36種類の生産・サービス活動を行うには、政府もしくは関連行政機関の事業経営許可を獲得しなければならないとされている。例えば、政府の許可が必要な業種としては、酒類製造や宝くじの販売などがある。また関連行政機関の許可が必要な業種としては、薬剤製造や観光事業及び交通・輸送業、保険業などがある。

外資企業に対しては、次の優遇措置が提供される。すなわち、1) 外資企業の資本金によって購入された生産機械に対する輸入関税及び付加価値税の免除、2) 外資企業による原材料・部品の購入に対しては企業の登記日から5年間は輸入関税が免除される。ただし、商業・食品加工業はこの特典を受けることができない。3) 法人所得税については生産活動の開始日から3年ないし10年(年数は分野に応じて異なる)の間は法人所得税が免除され、その後の3年から5年の間には法人所得税が50%軽減されることになっている。分野に応じた優遇措置は次の通りである。1) 火力発電所とその関連施設については生産活動の開始日から10年間は法人所得税が免除され、その後の5年間は50%軽減される、2) 道路建設についても火力発電所と同様である。3) 貴金属以外の金属や石炭などの鉱物資源の採掘と加工、化学、製鉄、機械製造、電子産業分野においては生産活動の開始日から5年間は法人所得税が免除され、その後の5年間は50%軽減される、4) その他の分野においては外資企業が製品の50%以上を輸出している場合に限って、当該外資企業は3年間法人所得税が免除され、その後の3年間は50%軽減される。

すでに述べたように、外国資本は、民営化された旧国有企業の株式の買い取りによっても外資企業を設立することができる。しかし、注意すべき点は、この場合に上記の優遇措置が与えられないということである。もちろん、単なる

20) 他の旧社会主義国でも外資導入を規制した規定はある。例えば、リトアニアの外国投資制限・禁止法では、外資が禁止された分野としてはガス会社、鉄道、カジノ、アルコール・煙草製造などがあげられている(吉野²⁰p. 99を参照)。しかし、モンゴルの現行の法律では外資導入を禁止した規制はない。1999年末時点で、政府が準備中の外資法改正案では、外資が禁止される事業として麻薬及び覚醒剤、武器製造、わいせつな宣伝などが挙げられている。

なお、中国資本の外資企業が不法に麻薬類に属する植物を採集して加工しているという記事が²¹1999年12月15日号紙に記載された。

株式や国債の売買を目的とするヘッジ・ファンドには優遇措置は与えられない。

外資企業の土地利用については有料とされ、最初の利用契約の期間は60年以内とされ、延長の場合には1回限りで40年以内とされている。

また、外資企業に対して現地原材料の優先的調達や製造製品の輸出義務などの規制はないが、労働力の採用についてはモンゴル国籍人を優先的に雇用しなければならないとされている²¹⁾。

このような、開放的外資法²²⁾によって設立された外資企業の現状と問題点について第Ⅲ節第1項を参照されたい。

6. 国有企業

最後に、国有企業の法的規定について若干紹介しておこう。国有企業に関する最初の規定は、すでに述べた1991年組織法^④の第5章において定められた。この法律は、国家が100%出資した国家設立企業のみを想定している。その後、1996年に「モンゴル国の国家及び地方自治体の資産に関する法律」(^⑤pp. 273-310、本稿では以下「国有企業法」と略称)が制定され、国家100%出資の国有企業と、国家が部分的に出資している国家出資企業とに分けて規定を与えている。以下では1996年の国有企業法を紹介する。

国有企業とは100%国家出資企業であって、正式名称が「独立採算制国有企業」となっていることからわかるように、独立採算原則に従って事業活動を行う企業である。他方、国家出資企業とは国家が部分的に出資した企業であり、

21) ただし、精密な技能やその他の高度な技術に対しては関連行政機関の許可の下で外国人の採用が認められている。

22) 多くの内外の研究者はモンゴルの外資法を高く評価している。例えば、Ts. バトバヤルモンゴル科学アカデミー東洋学・国際関係研究所所長(当時)は、本法律を非常に開放的な外国投資法としている。環日本海経済研究所『ERINA Report』Vol. 31, 1999, p. 35-37による。

国家による国家出資企業の株式保有の割合は様々であるが、この中で国家所有株式の割合が51%を超えた企業を国家支配企業と呼ぶ²³⁾。法律の意図は国家出資が過半数を越えた企業を国家支配企業と分類しようとするものであるが、法律の文言では51%以上となっている。国家出資企業にあっては、国家は株主総会において出資した株式に比例する投票権限を持って参加することができる。

国家100%出資の国有企業の管理及び資産運営について次のような規定が定められている。すなわち、国有企業は生産した商品を自ら自由に販売する権限を有する。しかし、国有企業の不動産及び固定資産に関する処分権限は国家資産管理庁の管轄にある²⁴⁾。また、同庁は関連行政機関との協議の上で国有企業の社長を任命する。そして、国家は主要製品の販売価格を決定でき、社長の権限は主要製品以外の製品の価格決定に限定されている。さらに、国家は国有企業が得た利潤のうち監督官庁が定めた基準で利益を吸い上げることができ、残額のみが国有企業の処分にゆだねられる。

部分的な国家出資企業の国家出資に関しては、1999年の会社法²⁵⁾の一般規定に従うことになっている。すなわち、国家支配企業では国家が社長任命権も含めて企業経営権を完全に握り、そうでない国家出資企業では株主総会での投票結果により経営権が決定される。ただしすでに述べたように黄金株式などの例外的な規定が設けられていることに注意されたい。

ここで紹介した国有企業と国家支配企業の規

定から分かるとおり、その内容は市場経済化の課題と合致していないことが分かる。

以上、本節で紹介したモンゴルの企業制度に関する法的制度から明らかになるように、それは体制転換期の特色を強く反映し、かつ折衷的であり、しかも頻繁に改正されている。これらの法的規定に留意しながらつぎにモンゴルの民営化過程を見てみよう。

II. 国有企業の民営化過程

モンゴルでの国有企業の民営化は、1991年5月に制定された「モンゴル人民共和国の資産の私有化に関する法律」(⑩pp. 19-58, 本稿では以下「民営化法」と略称)に従って実施された。本法律は、1996年の国有企業法²⁶⁾によって改正されたが、1991年に導入された民営化の原則は変わらない。しかし、1991年の民営化法²⁷⁾は、モンゴルの体制転換期の最重要な政治・社会・経済政策であり、国有企業の民営化政策の第一歩であるため、まず、1991年の民営化法とその特徴について触れ、次に1996年の国有企業法の民営化に関する条文を紹介する。

1. 民営化法とその特徴

民営化法(⑩pp. 19-58)は、民営化の原則と民営化の実施方法を定めている。本法律²⁸⁾の第2条は「国有資産の民営化は公開的に実施され、かつ国家と公的機関の監督の下に実施される。民営化に際して企業の従業員は自ら勤務するその企業の株式と資産を優先的に受け取る」と民営化の原則を規定していた。さらに、同法はすべてのモンゴル国籍人の民営化対象資産に対する平等な所有権を保証した。この二つの条文から、モンゴルで実施された民営化の最大の具体的特徴がもたらされた。特徴の第1は、後述する1万トグリック額面の投資信託証券²⁹⁾を

23) 例えば、後述の「1997-2000年の民営化プログラム」では、対象企業一覧が、民営化の初期段階から国家所有のまま継続された100%国有企業一覧と国家が資産を一部所有している部分的な国家出資企業一覧とに分けられている。後者の国家の所有資産の割合は最低の1.4%から最高の95.0%までと様々である(⑩1997年7月23日号)。

24) この条文規定の使用例としては、国家資産管理庁が国有企業2社の高級自動車購入についての申請を拒否したことが挙げられる(⑩1999年11月15日号)。

25) モンゴル国有資産の民営化プロセスは、いわゆる投資信託証券の使用によって始められた。日本におけ

乳幼児を含めた全国民に有償または無償で譲渡したことである²⁶⁾。第2の特徴は、民営化対象企業の従業員は(家族も含めて)当該企業の株式を額面価額で購入できたというものである。

国民は投資信託証券を用いて企業の資産と株式を購入することになった。投資信託証券の無償譲渡は身体障害者及び世帯1人当たりの月平均所得が200トグリク以下の低所得者に対してのみ行われた。それ以外の国民に対しては乳幼児であれ、禁治産者であれ有料で投資信託証券が売却された。1万トグリク額面の投資信託証券の売却価格は200トグリクであった。そして、国民は投資信託証券を用いて企業の資産と株式を購入することになった。

投資信託証券には、民営化対象の現物資産を購入する緑色券(1千トグリク券が3枚)、と株式を購入する青色券(7千トグリク券が1枚)がそれぞれ添付されていた²⁷⁾。7千トグリクの青色券を用いて国民は証券会社を通じて証券取引所²⁸⁾で株式を市場価格で購入することができた。ただし、当該会社の従業員は市場価格ではなく、額面価格で購入できた。

株式を購入できる投資信託証券の青色券は、

るモンゴルに関する文献の中で投資信託証券のことを「民営化切符(バウチャー)」(④p. 19)、「投資証券(クーポン券)」(⑤p. 191)、「投資権利書」(⑥p. 41)など多様な用語が使用されているが、本稿では原語の直訳を採用し、投資信託証券とする。

26) 投資信託証券の譲渡対象は、東欧諸国の場合と異なっている。例えば、ポーランドの場合を見ると、民営化で使用されるクーポンは民営化法制定時点での成人に限られている(吉野③p. 27を参照)。

27) 例えば、小島さくら④、あるいは青木⑤は緑色券をピンク・クーポン券と紹介している。由川稔⑥は朱色クーポン券と紹介している。また、英語文献では世界銀行⑦、あるいは世界銀行⑧はred voucherと称している。しかし、世界銀行⑨は緑色券を正確にgreen couponと称している。確かに、法律の条文では明確に緑色券と明記されているし、実際に配布された1千トグリク券はピンク色がかった緑色であった。

28) モンゴルの証券取引所は、1991年1月に設立され、1995年9月に国家出資非営利会社として改組された。1992年2月に最初の投資信託証券の青色券の

他者に対して有料であれ、無料であれ譲渡することができない。しかし、企業の資産を直接購入できる緑色券は他者に有料で譲渡することができる。

そこで、国民は青色券と緑色券の投資信託証券を行使して企業の株式・資産を購入するが、その後は、それらの株式・資産を自由に売買でき、外国人もこれを購入することができる(⑩の第6条)。投資信託証券の有効期間は2年間であり、国民は2年以内に7千トグリクの青色券1枚と1千トグリクの緑色券3枚の権利を行使しなければならない。ただし、必要な場合には政府がその期間を延長することができる(以上は民営化法⑬の第12条)。青色券によって行われた最近の民営化の例としては国有デパートがあり、10万6210人によって1235万株が購入された²⁹⁾。政府は有効期間を何度も延長したため、1999年11月時点で青色券を行使していない人は2万5629人であり、その総額は2.31億トグリクとされている(インフレのため7000トグリクの枠は9000トグリクに増額された)³⁰⁾。

こうして青色券を用いて個々の企業の株式が国民に配分されたわけだが、証券取引所における具体的な配分メカニズム、すなわち国民への個別株式の割当方法については、公的文献資料が乏しく明らかにすることができなかった。こ

株式交換取引が開始された。1995年8月に有価証券の売買取引が開始されたが、それまでの3年半の期間、証券取引所は国民に配布された投資信託証券を470企業の株式に交換する業務を行った。ただし、後に述べるように、すべての国民が1995年8月までに投資信託証券の権利を行使したわけではない。なお、1997年1月時点では29の証券会社が活動を行っていた(⑭pp. 1-4)。

29) ⑫1999年12月8日号による。このように、1999年になっても国民が青色券を行使したことがわかる。

30) ⑫1999年12月8日号による。国民が青色券を行使しなかった原因はいくつか挙げられるが、より有望な国有企業の民営化を待っていたという事情や賃貸住宅が青色券で購入できるのではないかと、という幻想を抱いていたことが挙げられる。

表1 モンゴルの民営化過程の初期展開

民営化の方式	根拠となる法律	対象企業	転換後の状況
民営化除外企業	民営化法第11条	政府決議第170号に指定された全ての国有資産	1) 100%国家所有のまま継続される企業 2) 株式の51%以上を国家所有におかれる企業
投資信託証券による民営化 a) 緑色券による民営化	民営化法第13条による小規模民営化	主にサービス、小企業などの資産	ほとんど従業員が買い取って合名・合資団体または個人営業に転換した。
b) 青色券による民営化	民営化法第16条による大規模民営化	上記以外の全ての大企業	民営化法、並びに1991年組織法の規定により株式会社に転換され、従業員がその株式を購入するか、一般国民が証券取引所を通じて購入することにより民間株式会社に転換して存続する。

の問題は今後の研究課題としたい。

このように、国有企業の民営化においては3千トグリの緑色券の対象となるような小規模企業の民営化を小規模民営化と呼び、7千トグリの青色券の対象となるような大規模企業の民営化を大規模民営化と呼んだ。小規模民営化の対象となる資産は、商業、サービス業などの小企業の資産が主体であり、競争入札方式によって民営化された。民営化される資産を当該企業の従業員が緑色券で競争入札方式により購入するときは、購入額の10%が軽減された(⑧p.47)。また、個人が賃貸契約の下で現に利用している資産の買い取りを望むなら、彼は民営化の際にそれを優先的に購入する権利を有する。

表1が示すように、民営化対象の資産とは、1991年6月の政府第170号決議(⑧pp.49-52)によって承認された民営化対象除外企業「重要な意義を持つ企業」を除いた残余の資産であった。政府100%出資企業のまま継続される国有企業とは、航空会社、金の採掘炭坑、家畜品種改良センターや国有農場育種所などである。また、政府部分出資の国家支配企業としてはバス会社や製粉工場、火力発電所と給湯施設、石炭炭坑、家畜繁殖施設などである。すなわち、この時期の民営化政策は公共分野及び戦略的重要企業を除いたものであり、全面的な民営化では

なかった。

こうして、有力な国内投資家が育成されない段階で、かつ投資信託制度が不在のまま、投資信託証券を用いて実施された民営化政策は多くの問題点や欠点を抱えていた³¹⁾。例えば、株式が零細化されたために株主総会の招集が困難となり、従業員株主が直接企業経営者に圧力を加えたことなどが挙げられる。すなわち、この民営化の方式はモンゴルにおいて極めて短期間に私的所有の根幹づくりを行おうとするものであった。大企業にあっては大株主の育成が追い付かず、企業経営者に対する監督機能が失われ、企業経営の改善、外資による資本導入、新技術・

31) 投資信託証券を使用して行われたモンゴルの民営化政策を内外の研究者や担当者は高く評価して、前例のない急速かつ民主的な措置としており、確かにその政治的な側面から見れば成功となった。小島さくら氏は民営化政策が所有権の移転に止まらず、市場経済の機能を高める一つの手段であることに注目している(⑨p.19)。しかし、当初の民営化プロセスは企業の規模や特殊性などの条件を考慮せずに万症一薬という対症療法に従ったと言わざるを得ない。1996年以降民営化政策に変更が加えられ、外資導入などその他の条件を改善したにもかかわらず、1999年末時点では、民営化された企業の生産力がまだ1990年の水準に回復していない状況にある(⑩pp.124-126)。このことからしても、筆者は上記の内外研究者の見解には同意できない。

ノウハウなどの導入にまで及ばなかったことが問題点として挙げられる。特に、1991年のモンゴルの民営化法³²⁾の中での最も留意すべき点は、民営化の本来の理念の欠如であった。このために、本法律は民営化政策の一般概念を定めた規定に止まったのである。

2. 民営化の新展開

上述した民営化政策の改善と継続を目的として1996年には国有企業法(⑩ pp. 273-310)が導入された。この法律の民営化に関する規定によって、民営化の理念そして民営化に対する国家機関の権限と役割が明確になった。

まず、同法⑩の第3章の規定によれば、国会は国有資産に対して次のような権限を有している。それらは、イ) 国有資産の民営化にかかわる基本方針の承認、ロ) 国有資産の地方自治体への所有移転の承認、ハ) 非民営化資産対象目録の承認である。すなわち、この規定から分かるとおり、国有資産の民営化政策について国会は最終的な権限を持つことになった。

しかし、国有資産の運営権限は政府に残った。政府は国会が決定する民営化方針の枠の中で、民営化対象企業の民営化実施計画を立てることになった。民営化される国有企業と国有資産については、国家資産管理庁が目録を作成し、政府が承認することとなった。これがいわゆる民営化プログラム³²⁾である。そして、国家資産管理庁は民営化プログラムに従って民営化政策を執行することになった。民営化政策は本法律

⑩の第6章が定めるように、以下の7つの方式からなる。

なお、今日に至るまで国会は上記3権限のうち、ロ) 国有資産の地方自治体への所有移転の承認³³⁾と、ハ) 非民営化資産対象目録の承認³⁴⁾を実施したが、イ) 国有資産の民営化にかかわる基本方針の承認については決定したことがない。それゆえ、モンゴルの民営化政策には曖昧性が残存し、とりわけ重要な意義を持つ企業の民営化を巡る論争が国会と政府との間でしばしば発生している。

次に、民営化の7つの方式について見ることにする。これらは、1) 競争入札方式、2) 投資家募集選抜方式、3) 国家所有株式の売却、4) 国有企業の合弁形態による再編成方式、5) 国有企業を解散し、民営化する方式、6) 経営成績(マネジメント)を考慮して民営化する方式、7) 優先権付き特殊株式発行による民営化方式である。国有資産の民営化はこれらの方式のうち1つ、または併用の方法によって実施される(⑩の第34条)。

第1の方式は民営化政策当初から活用されている競争入札方式である。民営化後の対象資産の利用目的に関して特別な制約条件が不要な場合にこの方式が採用された。競争入札方式は公開競争入札と指名競争入札(直訳では制限競争入札)の二つの種類に分けられる。当初は、緑色券を用いて小規模の商店などの民営化にこの方式が採用された。しかし、1996年以降は大企業の民営化にもこの方式が採用されている³⁵⁾。

32) 1997年の政府第160号決議により「1997-2000年の民営化プログラム」が承認された。同プログラムは、従業員数が50人未満の小企業と従業員数が50人以上の大企業に区別している。ここで注意すべき点は、a) 大企業の株式を制限競争入札方式にかける場合には、国家所有株式をひとまとめにして分割売却を認めないとしていること、b) 落札者が出なかった企業には、会社を解散し、資本を減額して、新たな株式を発行することにより、民営化プロセスを続行することである(⑤1997年7月23日号、⑩1999年第33号)。

33) 国会は、同法同条の規定により、1999年第29号決議によって、総額で1284億トグリックに相当する国家所有株式及び国家所有持分を地方自治体に譲渡することを承認した(⑩1999年第29号)。

34) 国会は、同法同条の規定により、1999年第64号決議「国家資産の非民営化対象資産一覧」によって国民経済にとって重要な意義を持つ18の大企業を非民営化対象とした。それらはカシミヤ加工業や石油製品販売、航空業、鉱業などである。これらの企業の民営化は、将来状況が整えば実施されるとしている(⑩1999年第47号)。

35) 例えば、政府は金採掘の「ハイラスト」株式会社

第2の方式は投資家募集選抜である。これは、国家資産管理庁によって任命された審査会が民営化対象資産を引き受ける投資家を選抜する方式である。投資家の選抜は次の4つの基準に照らし合わせて決定される。すなわち、第1は投資家が十分な資本を投下できること、第2は投資家が従来の生産及びサービスを継続すること、第3は企業経営の基本方針が国民経済全体の要求に合致していること、第4は企業経営の基本方針が当該地域の住民の要請に答えていることである。これらの条件から明らかなように、この方式は国有企業の民営化に際して国家政策の特別な目的の実現が要請される場合に採用される。投資家募集選抜方式には、一般の投資家の自由な参加を認めた公開募集選抜と専門家及び特定の業者に限定して行われる非公開募集選抜の2種類がある(⑩の第46条)。

第3の方式は国家所有株式の売却による民営化方式である(⑩の第55条)。これは、国有企業が会社形態(株式会社)に再編成され、その株式が売却されることによって民営化される方式である。しかし、すでに紹介した国家支配企業の例からも分かるとおり、国家の安全に関わる国家出資企業及び戦略的な意義を持つ国家出資企業の国家所有株式の売却に際して、政府が一定の株式を公募せず、自己の下で保有することができることになっている。

第4の方式は国有企業の合併形態による再編成方式である。これは、国有企業の資産の全部または一部を出資して外国の投資家の資産と合併させて合併企業を設立することによる民営化である。ただし、法律の条文は外国の投資家だけでなく、国内の投資家の参加も認めている。この方式を採用する場合には、次の3つの形態のいずれかを利用することができる。1つは、国有企業の資産の一部(株式)を投資家に売却すること、もう1つは、既存国有企業に対して

投資家の資本を導入すること、そして最後は、国有企業の債務を肩代わりしない帳消しにしてもらってその額に応じた株式を譲渡することである(⑩の第57条)。この方式の採用は、国有企業の民営化に際して外国資本を積極的に導入しようとする意図の現れである。

第5の方式は国有企業を解散し、民営化する方式である。この方式は、国有企業が破産した、あるいは機械技術が老朽化し、再生が経済的に非効率である場合に、政府の決定によって実施される。すなわち、この方式は、国有企業が破産状態に陥った場合に適用されるものである。工場設備等を直接売却し、その代金を債務返済の一部に充当する方式である(⑩の第60条)。

第6の方式は国有企業の経営成績を考慮して民営化する方式であり、マネジメント方式とも呼ばれている。これは高度の経営知識と豊富な経験を持つ民間法人及び個人と契約を結び、国有企業の経営権(マネジメント)を譲渡することである³⁶⁾。マネジメント契約の期間は3年間である。ここで注意すべき点は、この方式を採用するにあたって国家支配企業及び合併企業の国家所有株式の購入をマネジャーに義務づけることができるとされている点である。ただし、常に株式の購入が義務づけられるわけではない(以上は⑩の第58条である)。

第7の方式は優先権付き特殊株式の発行による民営化の方式である。これは、1999年の会社法⑩の第37条において新たに定められた黄金株式の発行による民営化である。すでに紹介したように、国家は一定期間に当該企業の事業活動を監督し、究極的には絶対的拒否権を行使することができる。

以上から分かるように、1996年の国有企業法⑩によってモンゴルの民営化政策は新たな展

(従業員数は200人、国家が株式の90.0%を保有している)の競争入札を承認した。③1999年10月14日号による。

36) しかし、このマネジメント方式が一般企業の民営化に対して採用された例はない。青少年劇場、経済大学などの公共サービス分野に属するいくつかの施設に対して実験的に実施されたのみである(④1997年7月23日号)。

表2 モンゴルの企業総数 (単位:千社)

	1991年1-3月		1994年7月		1998年10月	
	企業数	構成(%)	企業数	構成(%)	企業数	構成(%)
1. 国有企業	6.1	54.9	1.0	4.4	1.1	6.9
2. 会社	—	—	3.5	15.5	5.9	37.1
うち株式会社	—	—	(0.5)	(2.2)	—	—
有限会社	—	—	(3.0)	(13.3)	—	—
3. 法人団体	3.4	30.1	2.6	11.6	1.7	10.7
うち合資会社	—	—	(2.0)	(8.9)	—	—
合名会社	—	—	(0.6)	(2.7)	—	—
4. 個人営業	1.2	10.4	15.4	68.1	5.2	32.7
5. 協同組合	—	—	—	—	1.8	11.3
6. その他	0.5	4.6	0.1	0.4	0.2	1.3
合計	11.2	100.0	22.6	100.0	15.9	100.0

(注) (—)は不明なことを表す。

(出所) モンゴル国統計局『モンゴル国の経済と社会 91/94年』④、⑤及び『モンゴル国の経済及び社会状況について報告書』⑥1999年1月, pp. 27-28より作成。

開を迎えた。一例を挙げれば、当初国有企業のままであった金採掘会社は、民営化プログラムの対象企業一覧に加えられ民営化されるようになった。

この時期のポジティブな特徴は、初期の段階で不十分であった民営化の理念が拡充されたことである。すなわち、画一的な民営化法式から、企業の経営状態や外国資本を考慮に入れた多様な民営化方式に転換したことである。ネガティブな側面としては、戦略的な大企業を依然として国家の管轄下においていることや国家の監督権限が強大な黄金株式制度の導入などを挙げることができる。

このように、正負の二側面あるものの市場経済化は進展し、モンゴル経済の実態的要因が重要な要素として表面化してきた³⁷⁾。

37) モンゴル経済の実態的要因の重要性が増大している。

国家予算の財政赤字は年々増えつつあり、1997年度においてその額は651億トグrikに達した。歳入面では、1997年度の予算編成における民営化収入は209億トグrikでしかなかった。同年度の執行額は103億トグrikであった(モンゴル国政府『1997年度のモンゴル国国家予算決算及び経済・社会発展に関する報告書』ウランバートル市、1998年、付表12。ちなみに、国家資産管理庁によると1997年の民営化による収入は166億トグrikであって、大蔵省(当時)のデータを大きく上回っていた④p. 16)。さらに、1999年に至っては大蔵大臣(当時)

Ⅲ. 企業制度の実態と外国資本

企業制度に関する法規定の頻繁な変更に伴って企業の形態と活動実態も頻繁に変化してきた。モンゴルの企業に関する法令、すなわち1995年の合名・合資団体法⑤及び1999年の会社法⑥は主として民間企業に適用することを目的とした法律であるが、その条文は外資企業、国有企業及び国家出資企業にも適応される。以下では、外国資本を含めたモンゴルの企業形態の現状と問題点について述べることにする。

1. 企業形態の現状

モンゴル統計局のデータ³⁸⁾によると、表2にあるように1991年の第一四半期時点では、企業総数は1万1200社(末尾2桁は有効桁数ではない、以下同様)のうち国有企業は6100社、合名・合資団体は3400社、個人営業は

は「重要な5つの企業の民営化による収入を250億トグrikと予測していたが、民営化が遅れているために歳入額は125億トグrikに止まった」と語っている(⑥1999年10月25日号)。

38) モンゴル統計局が発行している統計各年鑑では、企業に関する統計データは完備していない。例えば、本稿が研究対象期間にした1990年から2000年までの各年度統計年鑑の中で企業についての統計が存在する年は、わずか3年度(1991, 1992, 1994)だけである。

1200社であった。ところが、1994年7月時点では、企業総数が2万2600社となり、わずか3年間でほぼ2倍に増加した。この2万2600社のうち、会社（株式会社と有限会社）は3500社であり、合名・合資団体は2600社、国有企業は1000社、そして個人営業は1万5400社であった。

こうした企業総数の増加は、主に1991年組織法④の制定に従い新規設立の個人営業が盛んに誕生したことによる³⁹⁾。他方、急速な国有企業の民営化政策の結果として、国有企業の会社形態への転換による国有企業数の減少と民間企業数の増加があった。しかし、これらの会社の中では、当時モンゴルが陥った厳しい経済危機と急速に導入された経済改革の影響を受けて事業活動が停止した例も少なくない⁴⁰⁾。そして1998年10月時点で、企業総数は1万5900社である。企業の経営形態から見ると、この企業総数の中で国有企業は1100社、株式会社と有限会社は合計で5900社、合名会社と合資会社は合計で1700社、個人営業は5200社とそれぞれ占めている。1998年時点の企業総数は、1994年と比較すると約30%減少した。この減少は、主に個人営業数が1万200社も減り5200社となったことによる。他方、株式会社と有限会社は合計で2400社増え5900社となった。

ここで注意すべき点は、国有企業の比重である。すなわち、1994年から1998年までの4年間で企業総数が減少したにもかかわらず、国有企業数はほとんど変わらなかった。こうしたこ

とは、民営化政策を進展させる条文を定めた1996年の国有企業法⑤の成立及び1996年に誕生した民主政権などの背景があったにもかかわらず、国家戦略的企業の民営化が全く進んでないことを示している。

1990年代後半のモンゴルの企業形態を企業数の観点から見ると、個人営業が3分の1に激減し、合名会社と合資会社も半分近くまで減少した一方、株式会社と有限会社は大幅に増加し、国有企業は減少していないとまとめることができる。

次に、企業の所有形態を地域別で見よう。表3が示すように、全国統計と首都ウラーンバートル市だけの統計との間に大きな差異が発見できる。全国統計では、企業総数に占める民間企業（個人営業を含めて）の割合がすでに1994年の段階で91.6%に達しており、1998年10月時点でも91.8%である。その中で外資不参加企業の割合は97.9%と圧倒的なシェアを占めているに対して、部分的な外資参加企業及び100%外資企業の割合は合計で2.1%（部分的な外資参加企業は194社、100%外資企業は64社）にすぎず、数的にはまだ少ない。国家が部分的に出資している国家出資企業は全国レベルで1998年に200社と減少した。

なお、ここで国有企業の例外的事例を紹介しておこう。モンゴルでは1980年代以前の社会主義時代にあってもモンゴル政府とソ連政府等との共同出資企業が存在していた。しかし、これらは統計上国有企業に分類された。例えば、鉱業の「エルデネット⁴¹⁾」社、「モンゴルロスツベトメト」社、「ウラーンバートル鉄道」社

39) 1991年組織法④の制定後に民間企業数は急激に増えた。しかし、新たに誕生した合名・合資団体と個人営業の多くは名目的な登録企業であった。こうした企業の多くは、銀行から資金を借り入れ、それを他の商売に流用する目的を持っていた。このような企業の事業活動許可は、その後取消されて④に順次公布されていった。

40) 民営化法制定直後に破産法が制定された。しかし、企業の経営状態は悪化しても法律の規定通り破産した例は少なかった。この間、企業の破産についての社会的意識は変化し、このような企業をどのように再編するかが課題となってきた（⑤pp. 261-265）。

41) 例えば、「エルデネット」社（銅鉱山）は、1973年にモンゴルとロシア（旧ソ連）によって共同で設立された。設立当初の企業形態は不明であるが、1997年時点では株式会社であり、モンゴル側が51.0%、ロシア側が49.0%の株式をそれぞれ所有し、社長職はモンゴル側が担当していた。エルデネット社の従業員数は7393人（1997年時点）であって、その売上高、輸出額、資産額はいずれも巨大である。さらに同社からの国家財政歳入は巨額であり、同社に

表3 モンゴルの所有形態別・地域別企業数

所有形態	企業総数				ウランバートル市			
	1994年7月		1998年10月		1994年7月		1998年10月	
	千社	%	千社	%	千社	%	千社	%
1. 国有企業	1.1	4.9	1.1	6.9	0.4	40.0	0.3	30.0
2. 民間企業	20.7	91.6	14.6	91.8	9.5	46.9	5.6	38.4
うち外資不参加の企業	(20.6)	(99.5)	(14.3)	(97.9)	(9.4)	(98.9)	—	—
一部外資参加企業	(0.1)	(0.5)	(0.2)	(1.4)	(0.1)	(1.1)	—	—
100%外資企業	(0.0)	—	(0.1)	(0.7)	(0.0)	—	—	—
3. 国家出資企業	0.8	3.5	0.2	1.3	0.1	12.5	—	—
うち国家支配企業	(0.3)	(37.5)	—	—	(0.0)	—	—	—
国家出資企業	(0.5)	(62.5)	—	—	(0.0)	—	—	—
合計	22.6	100.0	15.9	100.0	9.9	43.8	5.9	37.1

(注) 1. 0.0とは0.1以下の数字であることを示す。

2. (—)は不明なことを示す。

(出所) 表2に同じ。

などの大企業を挙げることができる。表3において国有企業の内訳として「一部外資参加企業」という項目を掲げているが、これはこのような企業を指すのである。表3のこの項目が示すように、このような合併型国有企業は100社未満であり、実際にはほんの少数である。

上に紹介した企業数統計から以下のような結論を導き出すことができる。第一に、国民経済の中で私的所有に基づく経済主体の割合が増加した⁴²⁾。第二に、ほとんどの国家出資企業が完全民営化され、民営化が進展した。言い換えれば、重要戦略企業中心の国有企業と、一般民間企業との二極分解が進行した。第三に、外資企業の数が1998年までの4年間で4倍に増加し、モンゴル経済の開放化が進んだ。第四に、GDPに占める割合においても民間企業の比重が飛躍的に高まった。それは全国レベルで1995年に63.8%に達した。業種別で見ると、商業で

は91.2%、農業(畜産業を含めて)では88.4%、建築業では63.2%とそれぞれ高い水準に達している。しかし、工業では46.0%、医療・教育なども含まれるサービス業では24.8%、輸送業では21.3%と低い水準に止まっている⁴³⁾。

しかし、民営化が進展したとはいえ、企業制度にはいくつかの問題点が残されている。

第1は、民営化された旧国有企業の経営活動にかかわる問題である。旧国有企業の民営化数という数字的变化は必ずしもその質的な変化をもたらしたわけではない。株式会社に転換した旧国有企業の事業活動はまだ活性化していない。旧国有企業が抱えている問題としては老朽化した機械設備、旧体制から引き継いだ巨額の債務などが挙げられる。また資金を調達し、生産技術を改善しても、原材料供給の混乱が事業活動の足かせになっている⁴⁴⁾。これに対して全く新

よる外貨獲得の割合は非常に大きいためにその民営化をめぐる問題は激しい論争を呼んでいる。

42) 民間企業には、民営化された旧国有企業と新規設立された株式会社が含まれるが、民間企業の増加の大半は旧国有企業の民営化によるという栗林純夫氏(④p. 22-34)の見解がある。しかし、本稿の表2の1991年の数値と表3の1998年の数値を比較すれば明らかのように、企業数増加の最大の原動力は新規民間の設立であった。

43) ④p. 31による。しばしば、内外の研究者は民営化の進展度を計る際に、企業の民営化率を指標として挙げているが、これは実態を正確に反映するものとは言えない。できればGDPに占める民営化企業の比率とその就職者数や固定資本装備に占める比率などによって検討したいが、それらの統計はない。

44) 例えば、牛革加工の旧国有企業であった「ブリガル」社は、国家保証を受けてイタリアからの外資導入により生産ラインを改善したにもかかわらず、原

表4 国別外国資本導入額(実行ベース)

(単位:千米ドル)

国名	合計		1990		1991		1992		1993		1994		1995		1996		1997	
	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額
日本	53	25031.4	1	100.0	1	532.8	0	0.0	3	99.8	9	1831.3	9	8376.5	14	13306.6	16	784.4
ロシア	134	22198.3	0	0.0	6	1217.2	12	1298.8	9	230.0	23	4244.1	38	9115.2	24	3528.6	22	2564.4
中国	185	20397.6	1	865.5	2	1120.0	7	356.6	14	1781.5	23	2351.9	39	7081.2	58	4429.8	41	2411.1
米国	26	16052.6	0	0.0	0	0.0	1	90.0	0	0.0	5	3677.7	3	4447.1	13	7782.1	4	55.7
香港	16	11051.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	547.0	2	160.0	3	293.3	5	9862.5	3	188.7
韓国	44	10710.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	2400.0	10	4965.6	17	1332.9	14	2012.4
イタリア	6	7878.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	7235.8	1	130.0	2	512.5
シンガポール	20	7851.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	200.0	2	60.5	2	300.3	5	1263.0	8	6027.3
カナダ	16	4850.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2702.4	9	690.0	6	1458.0
英国	16	4575.4	1	18.1	0	0.0	1	480.0	0	0.0	1	572.1	3	110.6	5	2012.0	5	1382.6
ドイツ	23	2010.3	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	2	420.0	5	127.6	5	512.4	10	850.3
台湾	7	1546.0	0	0.0	0	0.0	1	56.0	1	600.0	0	0.0	2	600.0	1	120.0	2	170.0
北朝鮮	7	1098.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.2	0	0.0	3	686.5	3	396.2	0	0.0
その他	104	24804.6	0	0.0	1	50.0	1	10.0	7	372.0	5	13856.3	23	3474.6	30	3417.9	36	3623.8
総計:	657	160057.3	3	983.6	10	2920.0	24	2391.4	41	3846.5	75	29573.9	144	49516.7	190	48784.0	170	22041.2

(注) 件は外国資本導入企業の数を示す。

(出所) モンゴル国基盤開発省「国別外国資本導入に関する報告書」(未公表,筆者が直接入手した)1998年8月,p.1.

たに設立された企業は活発な活動を展開している。これらの新規企業は、設立当初に人間関係を含めたあらゆるルートで銀行から貸付を受けて商業及びサービス業で事業を開始した。そして、さらに旧国有企業の株式購入やその他の産業分野への進出によってその勢力を拡大している⁴⁵⁾。

第2は国有企業の民営化を巡る問題である。国有企業全般の経済活動は、新しい経済環境の中で低迷し、政府の財政負担も増えている⁴⁶⁾。このような状況にあるにもかかわらず、国民経済に重要な意義を持つ戦略的国有企業の民営化政策は先送りされた。

第3は企業の地域配置である。表3が示すよ

材料不足のために操業が開始されていない状態である(◎1999年10月28日号)。

45) 例えば、新規設立された「エレル」社は、1991年に金の採掘から出発して不動産、建築業、金融、商業・サービス業、そして教育分野まで事業を拡大した(◎1999年7月29日号)。

46) 例えば、ミアト航空会社が累積赤字を削減するために国内運賃を値上げした決定について、政府はその決定を無効にした。そしてその赤字を国家予算からの補助金で補填すると決議した(◎1999年1月22日号)。

うに、1998年10月時点で全国企業総数1万5900社のうちに5900社は首都ウラーンバートル市に集中している。国有企業では全国の30.0%が、民間企業では全国の38.4%がウラーンバートル市に集中している。さらに、民間企業の内訳について見ると、株式会社及び有限会社では全国の60.4%が、合名会社・合資会社では全国の42.5%が、個人営業では全国の26.5%が首都ウラーンバートル市に集中している。

第4は企業規模の問題である。売上高別で見ると、1万5900社のうち8600社(54.0%)は200万トグrik以下の売上であった(1998年の為替レートで計算すると2242米ドル)。2400社(15.2%)の売上は200万トグrikから1000万トグrikまでの間であった。さらに、1万5900社のうち25.1%の企業は1000万トグrikから1億トグrikまでの売上であった。要するに、企業総数の94.3%の売上は1億トグrik(11万2120米ドル)以下であり、まさしく弱小中小企業⁴⁷⁾と呼んでもよい。

47) 企業の規模分類については公式的な定義はないが、ここでの企業分類は前掲「1997-2000年の民営化プログラム」の規定に従って行った。すなわち、従業員数が50人以下の企業は小企業とされ、それ以外

2. 外国資本の問題

市場経済へ移行して以来、1997年末までに世界50カ国の657企業は1億6010万米ドルの資本をモンゴルに導入した。表4に見られるように、資本導入を時期的に見てみると、1990年以降は主としてロシアと中国の投資が導入されていた。1990年を見ると、外資導入は3件のみであり、それは日本、中国、英国であった。1991年の外資導入は10件であり、ロシアが6件、中国は2件であった。1992年の外資導入は24件に増え、このうちロシアは12件、中国は7件と引き続き両国の投資額と件数はのびていた。1993年に至ってもロシアが9件、中国が14件、日本は3件、香港は3件、シンガポールは3件、台湾は1件などであり、米国も、韓国も、ほとんどのEU諸国もモンゴルへの投資を行っていなかった。すなわち、1990年代の前半においてはロシアと中国による外資導入が圧倒的にそのプレゼンスを誇っていた。

一方、ロシアと中国以外の外国投資の活発化は1994年になってからである。この年のロシアと中国以外の外資導入の件数を見ると、日本は9件、米国は5件、韓国は3件、英国は1件、ドイツは2件などで、件数は少ないが、投資総額は2957万米ドルと急激な増加を見せた。1995年には、各国の投資総額が対前年比において2倍増、3倍増になった年であった。1996年では、日本から外資導入が1330万米ドル(14件)と第1位になったことが注目される。しかし、1996年でも英国を除けば、EU諸国からの外資導入はまだ本格的ではなかった。

1997年に至って状況は一変した。例えば、

は大企業とされる。しかし、現行の法人所得税法の所得課税率で区別すれば、課税所得が1億トグrik以下の場合には限界課税率は15%であり、課税所得が1億トグrikを超えたときは限界課税率が40%となる。このように、民営化プログラムは課税所得が1億トグrikを超えるかどうかで企業を分類しているので本稿でも1億トグrikを超える企業を大企業、1億トグrik未満の企業を中小企業とした。

農工業省(当時)の管轄分野を見てみると、同年前半期で134の外資企業(総額1761万米ドル)に設立許可が交付された。この1761万米ドルの投資額を国別で見ると、シンガポールが602万米ドルと圧倒的であった。以下はロシアが211万米ドル、韓国が188万米ドル、中国が155万米ドル、カナダが120万米ドルとなっており、EUや日本、米国からの外資導入はなかった⁴⁸⁾。ロシアを極東ロシアと考えれば、モンゴルへの外資導入はアジア諸国が中心になったと言える。

外資導入の観点では、モンゴルはロシア、中国、韓国、日本といった東北アジア地域と太いつながりを持ち、また同時にシンガポール、香港などの東南アジア地域とも太いつながりをもつことが表4から明らかである。ロシアを除けば、旧ソ連体制諸国からの投資導入はほとんどない。このように、モンゴルにおける外資導入の状況は東欧諸国のそれと比較して大きく異なることとなった。

外国資本のモンゴル経済に対する貢献は大きいと言える。例えば、1997年度の外資導入総額は2204万米ドルに達し、この年の国内総投資額の11.5%を占めた。さらに、外資導入が最も多かった1995年度と1996年度の外資導入の国内総投資額に対する比率を見ると、それぞれ25.6%と25%であって、非常に高かったことが分かる。

外資導入を業種別で見ると、外資はモンゴルの伝統的な産業である鉱物資源採掘と畜産業の資源加工や軽工業分野で大きなシェアを占めている。例えば、地質探査業(石油及びその他の鉱物資源)に導入された外資額は累積で3052万米ドルであり、投資総額の19.0%を占めている。さらに原材料加工では2054万米ドル、軽工業では1866万米ドル、文化・教育・印刷業では1627万米ドルとなっている。地質探査

48) モンゴル国農工業省『農工業公報』ウラーンバートル市、1997年、p.30による。

表5 業種別外国資本導入額(実行ベース)

(単位:千米ドル)

業種	合計		1990		1991		1992		1993		1994		1995		1996		1997	
	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額
地質探査業	71	30523.9	0	0.0	0	0.0	2	672.5	1	8.0	8	6772.7	11	15812.1	21	1549.5	28	5709.1
食品製造業	60	11407.1	0	0.0	0	0.0	3	184.0	4	263.7	6	369.0	12	6899.1	22	1571.1	13	2120.2
原材料加工	53	20545.7	0	0.0	1	17.7	2	144.7	6	1556.6	13	2364.9	15	7179.4	9	9013.8	7	268.6
健康・美容	20	1224.8	0	0.0	1	50.0	1	10.0	2	60.0	3	426.3	3	93.0	7	309.2	3	276.3
建築業	81	9449.5	0	0.0	1	1000.0	0	0.0	1	12.5	8	582.4	16	1404.5	29	4318.6	26	2131.5
文化・教育	37	16271.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	74.4	4	13549.4	8	952.0	12	629.8	11	1066.3
輸送業	56	5506.0	0	0.0	2	294.1	1	25.0	1	84.6	6	486.1	14	1334.2	15	998.8	17	2283.2
農業・畜産	31	1681.1	0	0.0	1	588.7	4	71.4	1	6.7	2	27.6	5	126.9	10	616.9	8	242.9
軽工業	36	18659.7	0	0.0	0	0.0	5	703.3	5	831.0	6	2367.0	12	1902.7	5	12663.2	3	192.5
電力産業	22	1240.6	1	18.1	0	0.0	0	0.0	1	6.6	0	0.0	10	861.1	5	185.2	5	169.6
商業・サービス	96	13771.0	1	865.5	2	652.9	1	100.0	7	322.3	8	1685.6	17	805.0	26	2499.0	34	6840.7
通信業	18	12877.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	45.2	3	167.5	5	10824.5	7	1768.3	2	71.5
電気機器	10	1215.5	0	0.0	0	0.0	2	297.6	2	69.4	2	64.5	1	11.9	2	762.1	1	10.0
公共事業	9	990.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	70.0	0	0.0	4	381.8	3	520.0	1	18.7
銀行・金融	7	3951.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	56.4	2	3464.8	4	430.5
家具業	13	885.7	0	0.0	0	0.0	1	76.9	5	424.8	1	17.2	2	281.0	1	51.0	3	34.8
不動産業	4	530.2	0	0.0	1	246.2	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	225.0	1	9.0	0	0.0
観光業	24	9054.2	1	100.0	1	70.4	1	56.0	1	10.7	4	558.1	5	327.9	10	7796.1	1	135.0
その他	9	271.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	135.6	2	38.2	3	57.6	3	39.8
総計:	657	160057.3	3	983.6	10	2920.0	24	2391.4	41	3846.5	75	29573.9	144	49516.7	190	48784.0	170	22041.2

(注) 件は外国資本導入企業の数を示す。

(出所) 表4に同じ。

業, 原材料加工, 軽工業の3分野での投資累計額は, 1990年から1997年までに6972万米ドルに達して外資累積総投資額の43.6%を占めている。1993年の外資法^⑩は, すべての産業への外資導入を目的としたが, 表5からわかるとおりすべての産業に対して均等に投資されたわけではない。もちろん, 石油探索, アパレル中心の軽工業, あるいは通信業に外資が導入されたが, 輸送業, 農業・畜産業や銀行・金融業, 家具業に対して外資はほとんど参加していない。

外資導入が一部の産業に片寄ったという問題点に加えて外資企業の生産の停止や開業延期がしばしば発生するという問題も生じた。このような会社に対しては1999年の会社法^⑩及び1993年の外資法^⑩の規定に基づいて, 当局の決定による解散の決定がなされるケースが少なくない⁴⁹⁾。

おわりに

これまでの分析から, 1990年から2000年までの10年間を, モンゴル体制転換期の初期段階と位置づけることができる。この初期段階における企業制度の法的変遷は, 各時期の状況にそれぞれ適応した法令改正であった。第1の時期は1991年から1995年までで, 最初の企業法令として1991年組織法^④及び1991年の民営化法^⑬が制定され, 市場経済体制に適応した制度づくりの第一歩となった。これはモンゴルの市場経済化が直面していた複雑な状況に対して, 単純明快で一面的な政策により経済を転換しようというものであった。第2の時期は, 1995年から1999年までである。この時期には, 企業の社会的・経済的な側面を考慮した1995年の合名・合資団体法^⑤と1996年の国有企業法

49) 外国投資貿易庁は, 法律の規定に基づいて1993年11月から1997年2月までの間に設立された22の

有限会社を解散した。このうち, 100%外資企業は2社, ロシアとの合併企業は6社, 中国との合併企業は9社である(⑩1999年6月1日号)。

⑫が制定された。すなわち、企業の形態を明確にすると同時に国有企業法の規定によって民営化政策を充実させ、国有企業の民営化を進展させようという意図であった。第3の時期は、1999年以降である。この時期には、1999年の会社法（⑩No. 34 1999）が制定され、企業の各形態の中で株式会社に中心を置き、会社の主要株主と取締役会の権限を強化した。他方で、絶対的拒否権を持つ黄金株式の規定によって国家の監督権も維持された。

このように、モンゴルの移行期経済における会社法の整備を見ると、株式会社と有限会社を重視した企業制度づくりの流れが見られる。他方で個人営業や合名会社・合資会社が経済全体に占める割合は減少している。このことから分かるとおり、今後は新体制づくりの基盤である中小規模民間企業の育成、特に合名会社・合資会社を育成する政策が必要不可欠である⁵⁰⁾。その一つとして、日本の「中小企業基本法」（⑤⑥ p. 3521-3522）のような中小企業の振興を法的に確立する政策が必要であると考えられる。なぜならば、モンゴル経済の規模（人口は244万人、GDPは8億1447万米ドル）とその特徴を見ると、体制転換期の時期にはこれらの中小企業形態の発展がより望ましいと思われるからである⁵¹⁾。さらに、企業制度に関する法的整備だけではなく、その施行にあたっては旧体制の影響などを排除する必要がある⁵²⁾。

最後に、外国資本の役割については、次のことが言える。外資導入のモンゴル経済への貢献

は本稿の分析から明らかであり、政府は引き続き外国資本の円滑な導入のために様々な措置⁵³⁾を打ち出している。しかし現時点ではモンゴルへの外資導入は、外国の最新技術の導入、旧国有企業の再生と自立、輸出の促進、新産業の育成などの政策目標に十分な効果をもたらしていない。その原因としては、モンゴル経済の規模がいまだ小さく、投資環境の整備も不十分であることが挙げられる。また、1990年代の外資導入国ではロシアと中国の比重が大きい。モンゴルの経済的・政治的・歴史的条件を考慮すれば、東北アジア地域との関係を強化することは当然であるが、日本及び米国、EU諸国からの投資導入も一層促進すべきであると考えられる。

*) 本稿の作成にあたっては、北海道大学大学院経済学研究科吉野悦雄教授とレフェリーより有益なコメントを受けた。なお、本稿における誤りはすべて筆者の責に帰するものである。

参考文献

（注：モンゴル語の特殊文字は近似キリル文字に置き換えた。）

<モンゴル語文献>

- ① Монгол Улсын Ундсэн Хууль, Улаанбаатар, 1992. (『モンゴル国憲法』ウラーンバートル市, 1992年)
- ② Монгол Улсын Ундсэн Хуулиуд, тэдгэрт орсон нэмэлт, еерчлелтууд (1924-1992), Улаанбаатар, 1998. (『モンゴル国の各憲法, それらの補足と変更

50) 合名・合資団体の比重の低下の一つの原因としては、政府の中小企業育成政策の欠如がある、と栗林純夫氏は主張している（栗林④p. 30を参照）。

51) 例えば、日本の三井財閥は合名会社から出発した。松元宏著『三井財閥の研究』吉川弘文館刊行、1979年、p. 34。

52) ここでは法的規定と政治家及び官僚との関係について改めて若干触れておきたい。モンゴルの某社は、1998年に政府の特別許可を得てマカオの資本を導入し、カジノを行う「モンマカオ」合弁企業を設立した。そして建物の改装や従業員の訓練などを順次行った。カジノに関する法律は1998年1月に制定

されたが、1年後にカジノ事業禁止法とカジノ法を無効とする2つの法律が制定された。1999年4月に国会議員2名と法務大臣（当時）は、1998年の時に政府が特別許可を交付する際に賄略を受け取った疑惑で取り調べを受け、裁判所で懲役判決を受けることになった（⑩1998年12月25日、1999年1月21、22、23、25、26日、3月16日、4月10日号）。

53) 例えば、外国投資家に対する新たな措置としては窓口一本化が実験的に実施されている。すなわち、外資導入に関わる各省庁の担当者らが外国投資貿易庁に集中し、業務を行うという実験である（栗林④p. 14を参照）。

- (1924-1992)』ウラーンバートル市, 1998年)
- ③ БНМАУ-ын Иргэний хуульд нэмэлт, еерчлелт оруулах тухай хууль. (モンゴル人民共和国民法の補足と変更に関する法律) (文献⑩に所収)
- ④ БНМАУ-ын Аж ахуйн нэгжийн тухай хууль. (モンゴル国の経済活動組織に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑤ Монгол Улсын Нехерлел компанийн тухай хууль. (モンゴル国の合名・合資団体及び会社に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑥ Монгол Улсын хун амын орлогын албан татварын хууль. (モンゴル国の個人所得税に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑦ Монгол Улсын Газрын тухай хууль. (モンゴル国の土地に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑧ Монгол Улсын Хоршооны тухай хууль. (モンゴル国の協同組合に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑨ Монгол Улсын Хоршооны тухай хууль. (モンゴル国の協同組合に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑩ Монгол Улсын Гадаадын херенге оруулалтын тухай хууль. (モンゴル国の外国資本導入に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑪ Монгол Улсын Нэмэгдсэн етргийн албан татварын тухай хууль. (モンゴル国の付加価値税に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑫ Монгол Улсын Терийн болон орон нутгийн емчийн тухай хууль. (モンゴル国の国家及び地方自治体の資産に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑬ БНМАУ-ын Емч хувьчлах тухай хууль. (モンゴル人民共和国の資産の私有化に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑭ БНМАУ-ын Аж ахуйн нэгжийн дампуурлын тухай хууль. (モンゴル人民共和国の破産に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑮ Монгол Улсын Дампуурлын тухай хууль. (モンゴル国の破産に関する法律) (文献⑩に所収)
- ⑯ Засгийн газрын емч хувьчлалын комиссын дурэм, аппаратын цалингийн сангийн тухай БНМАУ-ын Засгийн газрын тогтоол. (政府資産私有化委員会の規則及び賃金基金に関する閣僚会議決定) (文献⑩に所収)
- ⑰ БНМАУ-ын емч хувьчлах тухай хуулийг хэрэгжүүлэхтэй холбогдсон зарим арга хэмжээний тухай БНМАУ-ын Засгийн газрын тогтоол. (モンゴル人民共和国の資産の私有化に関する法律の実施措置に関する閣僚会議決定) (文献⑩に所収)
- ⑱ Терийн емчид улдэх болон терийн емч давамгайлсан байдлаар хувь оролцох уйлдвэрийн газрын жагсаалт батлах тухай БНМАУ-ын Засгийн газрын тогтоол. (国有企業及び国家支配企業の名簿に関する内閣会議決定) (文献⑩に所収)
- ⑲ Зээлийн ер чөлөөлөхтэй холбогдсон зарим арга хэмжээний тухай БНМАУ-ын Засгийн газрын тогтоол. (債券放棄に関する閣僚会議決定) (文献⑩に所収)
- ⑳ Монголын Херенгийн Биржийн дурэм батлах тухай БНМАУ-ын Засгийн газрын тогтоол. (モンゴル証券取引所の規則に関する閣僚会議決定) (文献⑩に所収)
- ㉑ Монгол Улсын Статистикийн Газар, Монголын эдийн засаг, нийгэм 1991 онд, Улаанбаатар, 1992. (モンゴル国統計局『モンゴル国の経済と社会 1991年』ウラーンバートル市, 1992年)
- ㉒ Монгол Улсын Статистикийн Газар, Монголын эдийн засаг, нийгэм 1994 онд, Улаанбаатар, 1995. (モンゴル国統計局『モンゴル国の経済と社会 1994年』ウラーンバートル市, 1995年)
- ㉓ Монгол Улсын Статистикийн Газар, Монголын эдийн засаг, нийгэм 1996 онд, Улаанбаатар, 1997. (モンゴル国統計局『モンゴル国の経済と社会 1996年』ウラーンバートル市, 1997年)
- ㉔ Монгол Улсын Ундэсний Статистикийн Газар, Монгол Улсын Статистикийн эмхтгэл 1998, Улаанбаатар, 1999. (モンゴル国統計局『モンゴル国統計年鑑 1998年』ウラーンバートル市, 1999年)
- ㉕ Монгол Улсын Ундэсний Статистикийн Газар, Монгол Улсын Статистикийн эмхтгэл 1999, Улаанбаатар, 2000. (モンゴル国統計局『モンゴル国統計年鑑 1999年』ウラーンバートル市, 2000年)
- ㉖ Монгол Улсын Ундэсний Статистикийн Газар,

- Монгол Улсын эдийн засаг, нийгмийн байдлын тухай танилцуулга, Улаанбаатар, 1999 оны 1 сар. (モンゴル国統計局『モンゴル国の経済及び社会状況について報告書』ウラーンバートル市, 1999年1月)
- ②7 Монголын Херенгийн Бирж, Монголын Херенгийн Биржийн уйл ажиллагаа, 1997 оны 1 сарын 17. (モンゴル国証券取引所『モンゴル国の証券取引所の事業活動に関する報告書』1997年1月17日)
- ②8 Монгол Улсын Унэг Цаасны Хороо, Унэг Цаасны Зах Зээлийг Зохицуулах Хууль, Эрх Зүйн Бусад Акт 6, Улаанбаатар хот, 1997. (モンゴル国の証券委員会『証券市場に関する法律及び法令のその他の条例6』ウラーンバートル市, 1997年)
- ②9 Б. Вальтерс, П. Лувсандорж, Ф. Никсон, Б. Сувд. Монголын Эдийн Засаг-шилжилтийн эдийн засгийн гарын авлага. Улаанбаатар, 1999. (B. Val'ters, P. Luvsandorz [他] 編『モンゴルの経済』ウラーンバートル市, 1999年)
- ③0 Монгол Улсын Их Хурлын Тамгын Газар, Төрийн Мэдээлэл, Улаанбаатар, 1999, 2000 оны дугаарууд. (モンゴル国会官房局『国家公報』ウラーンバートル市, 1999-2000年各号版)
- ③1 Монгол Улсын Засгийн газрын Хэрэг эрхлэх газар, Засгийн Газрын Мэдээлэл, Улаанбаатар, 1998 оны дугаарууд. (モンゴル内閣官房局『内閣公報』ウラーンバートル市, 1998年各号版)
- ③2 Едрийн сонин. («Уодрин・Сонин») (毎日新聞) 紙各年各号版)
- ③3 Зууны Мэдээ. («Зууни・Медээ») (世紀ニュース) 紙各年各号版)
- ③4 Ардын Эрх. («Алдин・Эльф») (人民権利) 紙各年各号版)
- ③5 Засгийн Газрын Мэдээ. («Газсагин・Газалин・Медээ») (政府公告) 紙各年各号版)
- <日本語文献>
- ③6 青木信治編『変革下のモンゴル国経済』アジア経済研究所, 1993年。
- ③7 アジア経済研究所『国別経済協力指針策定のための基礎調査-モンゴル-』1997年3月。
- ③8 種田博, 品川悟, 野村徹, 北野尚宏「モンゴル・マクロ経済調査」『基金調査季報』1992年8月, p.83-94。
- ③9 環日本海経済研究所編『北東アジア: 21世紀のフロンティア 北東アジア経済白書』毎日新聞社, 1996年。
- ④0 環日本海経済研究所『北東アジア経済白書- 21世紀のフロンティア』毎日新聞社, 2000年。
- ④1 栗林純夫「モンゴル経済開発戦略の課題」『世界経済評論』1992年12月号, p.45-53。
- ④2 栗林純夫「市場経済移行期の新興民間企業- 中国とモンゴルにおける新たな経済活動力の台頭-」『調査季報』(国民公庫) 1996年8月第38号, p.22-34。
- ④3 栗林純夫「モンゴルの経済活力」『保険公庫月報』1997年12月号, p.9-15。
- ④4 駿河輝和「移行経済下のモンゴルの経済と企業」『世界経済評論』1999年第8月号, p.44-50。
- ④5 日本貿易振興会『新生モンゴル- 脱社会主義への挑戦-』1995年5月。
- ④6 広野良吉編『モンゴルの市場経済移行への支援: 産業政策を中心に』FASID, 1996年3月。
- ④7 本間勝, 佐々木清隆「モンゴルの市場経済移行」『国際金融』1995年12月15日957号, p.20-23。
- ④8 丸山伸郎編『アジア市場経済化の新局面- 中国, モンゴルのケース-』アジア経済研究所, 1996年。
- ④9 袁輪靖博「市場経済化になお欠ける法整備」『世界週報』77(20) 1996年6月4日号, p.66-67。
- ⑤0 袁輪靖博「モンゴル民法の概要と特色」『九州産業大学商経論叢』1998年第39巻第1号(7月), p.99-119。
- ⑤1 安田靖『モンゴル経済入門』日本評論社, 1996年。
- ⑤2 由川稔「モンゴル国の市場経済化」『経研論集』(大東文化大学大学院経済学研究科) 1996年第12号, p.41-78。
- ⑤3 吉野悦雄「ポーランドの民営化過程」日本国際問題研究所『東欧諸国の経済改革の動向』1996年3月, p.15-34。
- ⑤4 吉野悦雄「EU加盟をめざすポーランド経済とその民営化過程」『ロシア研究』1998年4月, p.141-158。
- ⑤5 吉野悦雄『複数民族社会の微視的制度分析- リトア

ニアにおけるミクロストーリー研究-』北海道大学図書刊行会, 2000年。

- ⑤⑥ 『六法全書』(平成10年度版)Ⅱ, 有斐閣, 1998年3月20日。

<英語文献>

- ⑤⑦ Anderson, James, Georges Korsun and Peter Murrell (1997), *Enterprise-State Relations After Mass Privatization: Their Character in Mongolia*, IRIS.
- ⑤⑧ Anderson, James, Georges Korsun and Peter Murrell (1997), *Which Enterprises(Believe They) Have Soft Budgets after Mass Privatization? Evidence from Mongolia* (1997), IRIS.
- ⑤⑨ Cevdet Denizer and Alan Gelb (1992), "Mongolia: Privatization and System Transformation in An Isolated Economy", *World Bank Working Papers*, No. 1063, Washington D.C.
- ⑥⑩ Hongjoo Hahm (1993), "The Development of the Private Sector in a Small Economy in Transition: The Case of Mongolia", *World Bank Discussion Paper*, No.223, Washington D.C.
- ⑥⑪ International Monetary Fund (2000), "Mongolia: Statistical Annex", *IMF Staff Country Report*, No.00/26, Washington D.C.
- ⑥⑫ Korsun, Georges and Peter Murrell (1994), "Ownership and Governance on the Morning After: The Initial Results of Privatization in Mongolia", *Working Paper*, No.95, IRIS.
- ⑥⑬ Korsun, Georges and Peter Murrell (1995), "Politics and Economics of Mongolia's Privatization Program", *Asian Survey*, 35 (5), pp. 472-487.
- ⑥⑭ The World Bank (1992), *Mongolia-Toward a Market Economy*, Washington D.C.
- ⑥⑮ The World Bank (1996), "Mongolia-Public Enterprise Review: Halfway Through Reforms", *Sector Report*, No.15875, Washington D.C.

<法令資料集一覧>

- ⑥⑯ Монгол Улсын Хууль Зүйн Яам, Монгол Улсын

Хуулиуд 3, Улаанбаатар, 1995. (モンゴル国法務省『モンゴル国の法律集3』ウラーンバートル市, 1995年)

- ⑥⑰ Монгол Улсын Хууль Зүйн Яам, Монгол Улсын Хуулиуд 4, Улаанбаатар, 1997. (モンゴル国法務省『モンゴル国の法律集4』ウラーンバートル市, 1997年)

- ⑥⑱ Монгол Улсын Хууль Зүйн Яам, Монгол Улсын Хуулиуд 5, Улаанбаатар, 1997. (モンゴル国法務省『モンゴル国の法律集5』ウラーンバートル市, 1997年)

- ⑥⑲ Монгол Улсын Хууль Зүйн Яам, Монгол Улсын Хуулиуд 6, Улаанбаатар, 1998. (モンゴル国法務省『モンゴル国の法律集6』ウラーンバートル市, 1998年)

- ⑦① БНМАУ-ын Засгийн Газрын Омч Хувьчлалын Комисс, Эдийн засаг, аж ахуйн уйл ажиллагаатай холбогдсон БНМАУ-ын Хууль тогтоомж, Засгийн Газрын тогтоолын эмхтгэл, Улаанбаатар, 1991. (モンゴル人民共和国の資産私有化委員会『経済活動に関連するモンゴル人民共和国の法令及び政府決議集』ウラーンバートル市, 1991年)

- ⑦② Монгол Улсын Татварын Ерөнхий Газар, татвар телегч иргэд болон аж ахуйн нэгж, байгууллагад тусламж №3, Улаанбаатар, 1995. (モンゴル国税務局『納税者の手引3』ウラーンバートル市, 1995年)

- ⑦③ Монгол Улс, Худалдаа Уйлдвэрийн Яам, Монголын Худалдаа Аж Уйлдвэрийн Танхим, Худалдаа уйлдвэрийн салбарт мердегдех хууль тогтоомжийн эмхтгэл 1, 1995. (モンゴル国通産省, モンゴル商工会議所『商業・産業分野に施行される法令集1』1995年)

- ⑦④ Монгол Улс, Худалдаа Уйлдвэрийн Яам, Монголын Худалдаа Аж Уйлдвэрийн Танхим, Худалдаа уйлдвэрийн салбарт мердегдех хууль тогтоомжийн эмхтгэл 2, 1995. (モンゴル国通産省, モンゴル商工会議所『商業・産業分野に施行される法令集2』1995年)